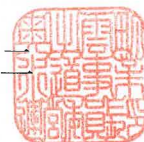


令和7年11月14日

奥出雲町長 糸原 保 様

奥出雲町水道事業運営委員会

委員長 植田 良二



水道料金見直しについて（答申）

令和7年8月22日付 奥企水第50号で諮問のあった案件について、本委員会は慎重に審議をした結果、下記のとおり結論を得ましたので答申します。

【経過】

奥出雲町の水道料金につきましては、合併協議会において負担の公平性の観点から平成18年10月13日付で諮問があり、11月24日に答申し、平成19年度より料金が統一されました。

その後、平成22年2月15日付で諮問があり、7月20日に答申、平成23年度より従量料金が5%程度値上げされ、また、平成30年7月23日付で再度、諮問があり、平成31年3月8日に基本料金を30%、従量料金を15%程度値上げの方向で検討し、実施時期については、近年の厳しい社会経済状況等を勘案して、今後10年以内に段階的に改定する等、住民生活に配慮した慎重な対応をお願いするとの答申を行いました。

この答申により、令和2年度に初回の改定が行われ、基本料金10%、従

量料金 5%の値上げが実施されました。その後、令和 5 年度に 2 回目の料金改定を行うための準備を進められておりましたが、その間、新型コロナウイルスの流行などの世界的な社会・経済情勢の悪化により、本町の住民生活にも大きな影響が及んだため、水道料金の改定は一時見送ることとされました。

そして今回、令和 7 年 8 月 22 日に町長より諮問がありましたので、これまでに 4 回の委員会を開催し、水道事業の現状や収支計画及び近隣自治体の料金比較などを勘案しながら、審議を行いました。

本町の水道事業は、平成 29 年度から地方公営企業法の適用を受けた水道事業として運営しており、その経営に要する経費は、経営に伴う収入をもって充てる独立採算制を原則としておりますが、現状では、収支不足分を一般会計繰入金により措置していることから、独立採算の原則によって経営しているとは言い難い状況にあります。

また地方公営企業法においても、料金は「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とされており、

一方、水道事業における町内のご家庭、事業所等への「安心・安全な水の安定供給」は住民生活になくてはならない生活基盤であります。

しかし今後、最も古いもので昭和 30 年に敷設された管路、施設等の耐用年数の経過に伴い、現在 10 年計画で実施されている水道管路緊急改善事業の継続や浄水場をはじめとする施設の改良工事に要する経費の増大が予想

され、水道事業の運営上、大きな課題となっています。

更に料金についても、急激な人口減少に伴う給水人口の減により料金収入は年々減少していくため経営は大変厳しいものとなり、現状を維持していくことが困難となることが予想されます。

このことから、答申にあたっては、将来の水道事業の運営や料金体系、料金水準の見直し等について慎重に審議を進めてきました。

その結果について、下記のとおり答申いたします。

1. 料金改定について

水道料金については、水道は町民生活に欠かせないライフラインとしての役割を担っており、後世に問題を先送りすることなく、町民全員で維持していかなければならないことから、今後も持続可能な運営を図るため、基本料金 20%、従量料金 10%の値上げを実施されたい。

2. 料金の検証について

水道料金については、近年の厳しい社会経済情勢及び将来の給水人口、水需要の推移等を考慮し、また、町民の生活には十分に配慮した慎重な対応を行うこととし、更に奥出雲町水道事業経営戦略では基本料金、従量料金共に 35%の値上げを掲げていることも鑑み、逐次見直しを行い、料金改定後 5 年程度を目途に再検証し、適正な料金水準の維持に努められたい。

【意見】

次に、答申に至る審議の過程で、次のような意見があったので十分な対応を図られるよう意見を付するところであります。

- (1) 今回の料金見直しについては、近年の経営状況及び管路、施設の更新・改築等を勘案した結果、必要不可欠であると考えます。

しかし、地方公営企業法の経営原則である独立採算の実現に向けて今後も鋭意、努める必要があり、経費の節減、事業全般の効率化などを図り、行政サービスの低下が起こることがないように一層の努力をお願いします。

- (2) 今回、基本料金 20%、従量料金 10%の値上げを実施することについては、経営状況や将来の人口減少に伴う給水量の減少等を勘案した結果、必要なことと認めますが、今後は使用水量に見合った料金設定となるよう、基本水量 8 m³の引き下げや基本料金の見直しなどを検討され、高齢者世帯や社会的弱者への負担を極力抑えるよう慎重な対応をお願いします。

- (3) 料金改定の実施にあたっては、町内への周知が一時的な情報提供に終わらず、折々に十分な期間、方法で行うようお願い致します。

また、経営状況、大規模事業の進捗、決算などについても、様々な媒体で情報公開をお願いします。

- (4) 国・島根県に対して、管路、施設等の更新・改良事業に係る補助率の拡充や来町者から高い評価を頂いている上水を今後も継続して提供す

るため、ハード、ソフト両面について、積極的な支援要望の実施をお願いします。